

令和3年8月23日

保護者の皆様

尼崎市教育委員会

市立小・中学校の夏季休業日の延長について

皆様におかれましては、平素より新型コロナウイルス感染防止対策にご理解とご協力を賜り厚く感謝申し上げます。

みだしのことについて、本市におきましては、令和3年8月24日（火）までを夏季休業日としておりましたが、次の理由により、令和3年8月25日（水）から8月29日（日）までの期間、夏季休業日を延長し、始業式を8月30日（月）とします。保護者の皆様におかれましては、次の内容をご確認ください、ご理解とご協力をお願いいたします。

1 夏季休業日延長期間

令和3年8月25日（水）～8月29日（日）

※令和3年8月30日（月）を始業式とします。

2 夏季休業日を延長する理由

市内において新型コロナウイルス感染症の急激な感染拡大がみられ、市内学校園においても感染が広がっているため。

3 その他

- (1) 8月30日（月）からは、通常登校となります。ただし、感染状況によっては、分散登校や臨時休業の可能性もあります。
- (2) 夏季休業日延長期間の児童ホームについては夏季休業期間中と同様の受け入れを行います。（午前8時30分から午後5時、延長育成利用の場合は午後6時まで）
こどもクラブについては、午前9時から下校時刻まで開所しますが、児童の感染が増加していることから、ご家庭で過ごすことが可能であれば、できるだけ利用を控えていただきますようお願いいたします。
- (3) 中学校の部活動については、夏季休業日延長期間は原則中止とします。ただし、8月28日、29日に実施される中体連スケジュール記載大会、中央競技団体・文化関係連盟等が主催する大会（その予選を含む）及び国民体育大会（その予選を含む）への参加及び大会に向けた練習は可とします。参加する際は、最小限の人数にとどめ、主催者の行う感染予防措置を確認するとともに、その徹底をします。
- (4) 市立幼稚園及び市立高等学校、あまよう特別支援学校については、当初のとおり9月1日（水）より2学期開始の予定です。

※上記の対応は、令和3年8月23日時点のものであり、今後の状況や文部科学省、厚生労働省、県教育委員会等の方針により随時、変更の可能性のある旨ご承知おきください。変更がある場合は、改めてお知らせいたします。

以 上